

なるまい。

(3) もとより本報告でみた法院の対外的独立とは緊張関係にたつ法院外部の監督の重要な部分である人大の監督のほか、司法改革自体のゆくえ（権限の明確化と「相応」の責任の確定へ＝「主審法官制」等）が法院の対内的独立にかかわる法院内部の監督強化という傾向をはりみながら、注目される。これは法院の対内的独立（裁判官の独立や合議廷の独立等）にも積極的・消極的両面で関連する問題である。

なお中国司法の歴史的な考察としては、さしあたり拙著『現代中国司法「制度」史研究』（2000年1月、明石書店）を参照ねがいたい。

(4) そして最後に政治改革の不徹底と経済改革の加速による矛盾の噴出を受けて、かえって腐敗の防止と権威の確立が政権や司法の正当性確保からも要請されている。また代表制の展望としては、全国レベルはともかく、省級人大の直接選挙の基本的な実施が先決問題となりつつある、と考える。

[付記] 本稿は、「社会体制と法」研究会事務局ニュースNo. 5 (May 1999) 総会特集号に掲載された「報告の骨子」等に加筆してまとめたものである（ただし注記は本文中になし、しかもできるだけ簡略にした）。なお研究総会当日の報告では主として、「現段階の地方人大による司法に対する監督について」、A「地方的法規における人大の司法に対する監督専門規定」やB「地方各級人大常務委による『成果』報告集」、C「実例集」を詳しく挙げて、地方人大の状況を中心に不十分ながら口頭の報告がなされたが、この点については、ここでは割愛し、別の機会をえてまとめたいと考えている。

#### 研究総会記事

### 「社会体制と法」研究会1999年度研究総会 1999年6月4日（金） 明治大学駿河台研究棟

テーマ	「体制転換と主権原理の変容」
趣旨説明	鮎京 正訓（名古屋大学）
報告	杉浦 一孝（名古屋大学） 「ロシアの人権保障と主権原理の変容 ——ロシアのヨーロッパ人権条約への加入を素材として」 通山 昭治（九州国際大学） 「現段階における中国国家システムのファンダメンタルズ ——中国人大の司法に対する監督『強化』を素材として」
コメント	岩淵 節雄（北九州大学・名誉教授） 高見澤 磨（東京大学）
司 会	木間 正道（明治大学） 竹森 正孝（岐阜大学）